

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第9回期日(20220623)提出の書面です。

令和元年(ワ)第2827号「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告番号1(こうすけ)、原告番号2(まさひろ)

被告 国

原告意見陳述要旨

2022(令和4)年6月23日

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

原告 こうすけ

昨年3月17日、札幌で違憲判決が出た時は、私たち同性カップルも希望を持っていいんだ、2人で安心して生きていけるかもしれない、と涙が止まりませんでした。

そして、今年の6月20日、私とパートナーのまさひろさんは仕事の休みをとり、期待と不安を胸に、大阪地裁で言い渡される判決を待っていました。

SNSで目に飛び込んできたのは、同性カップルに結婚を認めない今の法律は、憲法に反しないという速報でした。

札幌で認められた、憲法14条の平等違反すら認められませんでした。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第9回期日(20220623)提出の書面です。

裁判所って最後の人権の砦じゃないの？

好きな人と家族になる権利は同性愛者にはないの？

結婚って、子を産み育てるためだけのものなの？

法の下での平等は、自分たち同性愛者には関係ないの？

まさか。信じられませんでした。

関西訴訟で戦ってくれている原告の仲間の顔が頭に浮かび、怒りと悔しさで涙が出てきました。

判決文を読んでからは、ますます怒りが高まり、一方、もうどうしようもないのかなと心をくじかれる気持ちにもなりました。

この国では同性婚が認められることはないのだろうか。

でも、親も友達もいる住み慣れたこの国で、私は、パートナーと結婚したい。

まだあきらめたくない。

私以外にも、同じ気持ちで裁判に注目しているたくさんの方がいます。その中には、声をあげたくてもあげられない人たちもいます。私たちだけの裁判ではありません。そうした思いで、この大阪地裁判決に対して、意見を言います。

判決は、平等違反を認めない理由のひとつとして、契約や遺言といった民法上の他の制度を用いることで不利益をある程度は解消できることをあげました。

異性愛者であれば婚姻届という紙1枚提出するだけで、配偶者と認めら

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第9回期日(20220623)提出の書面です。

れ、相続はもちろんのこと、民法上だけでなく、年金などの社会保障、税制上の控除などで、当然に権利を得られます。契約や遺言ではカバーできないことです。

また、婚姻の効果は、法律上のものだけではありません。東京訴訟の原告の佐藤郁夫さんが亡くなる時、郁夫さんのパートナーのよしさんはパートナーであることを病院側に知らせていたにもかかわらず、親族ではないということで、病状の説明を受けられず、容体の急変時の連絡もしてもらえませんでした。裁判までしているカップルなのに、病院ではパートナーとして扱われませんでした。これのどこが、不利益をある程度は解消できる、ということなのでしょう。判決は、同性愛者であっても親密な関係を築くことは全く制限されていないから平等違反にはならないとも言っていますが、いざという時に私たちは共にいられないかもしれません。

私たちは、なぜ同性愛者というだけで、婚姻届は受理されず、時間やお金、労力を払い、公正証書や遺言書の作成などの自助努力を強いられ、我慢しなければいけないのでしょうか。しかも、そこまでしても、法的には他人のままで、代替的手段でカバーできるものはほんの一部です。婚姻によって得られる権利や利益とは大きな差があります。到底納得はできません。

また、判決は、平等違反にならない理由として、地方公共団体でパートナーシップ制度が広がって理解が進んでいることで、差異は緩和されつつあるとも言いました。

福岡市にもパートナーシップ制度ができ、私たちは利用しています。

でも、住宅ローンを組んだとき、パートナーシップ制度は何の意味もありませんでした。

パートナーシップ制度ができたことで福岡でも理解は進んでいると思いますが、私たちは法的には他人のままです。理解を進めるための取組み

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第9回期日(20220623)提出の書面です。

を逆手にとって、平等違反を否定するのは残念でなりません。

婚姻の平等を求めているのに、判決は、不思議にも、婚姻類似の代替的
制度の立法の話をしています。私たちは婚姻を求めているのに、どうして
同性愛者なら類似の制度でもいいということになるのでしょうか。どうし
ても私たち同性愛者を、異性愛者とは下の存在として位置づけたいのだと
思わざるを得ません。

私たちは、永田町に行ったり、福岡で国会議員に会ったり、法律を作っ
てもらいたいと何度も国会議員にお願いをしました。でも、提出された婚
姻平等法案が、実際に国会で議論されたことはありません。政府は国会で
「極めて慎重な検討を要する」と繰り返し、いつまでたっても議論を始め
てくれません。同性婚の法制化に賛成する国民は多くても、国会はなにひ
とつ動いてくれません。

どうしたら、国会は動くと思いますか？

性的指向は生まれもって選ぶことができません。

変えようと思って変えられるものでもありません。

そのように選べない、変えられないものを理由に結婚の権利を認めない
ことは憲法に違反すると裁判所がはっきり言えば動くのではないでしょ
うか。

少数者の権利を守るのは裁判所です。

札幌地裁の違憲判決でたくさんの方が喜びの涙を流しました。

大阪地裁の合憲判決でたくさんの方が悲しみの涙を流しました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第9回期日(20220623)提出の書面です。

将来を悲観し、人生の希望を失う人もいます。

裁判所の判決は、人々に希望を与えることも、絶望に追い込むこともできるということを忘れないでいただきたいです。

生まれてきた人全てが尊重され、その人らしく生きていける社会になって欲しいと願います。

福岡地裁では、たくさんの人々に希望と幸せが訪れる、そんな判決を期待し、私の意見陳述とします。